

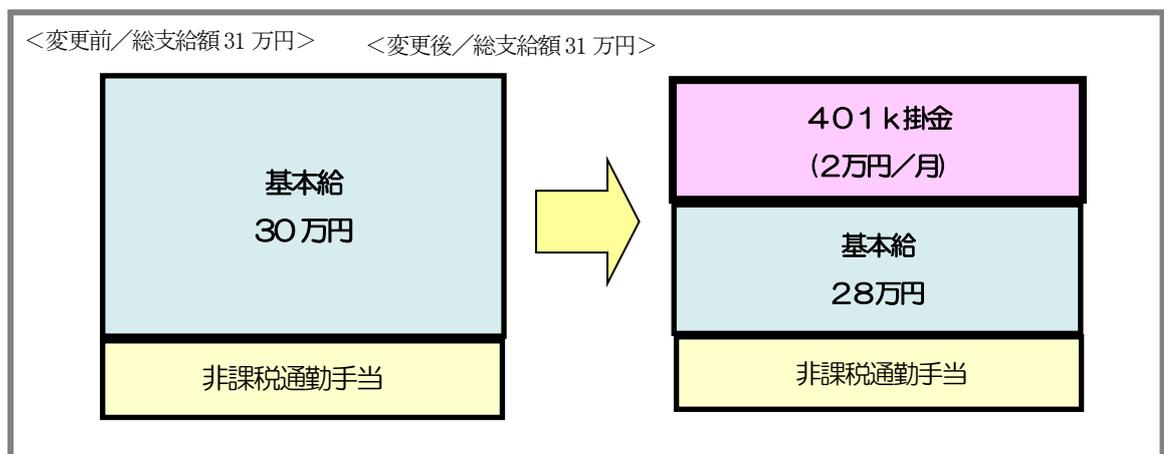
東法連401k制度 重要ポイント解説

1. 選択制企業型確定拠出年金（401k）とは？

- 会社による掛金負担無しで、役員・従業員の老後資産を形成する国の制度です。
- 会社は社保、従業員は社保・所得税・住民税の節減が期待できます。

2. 選択制の仕組みとは？

- 会社は掛金を負担しませんが、役員・従業員の老後の資産形成を支援することが可能です。
- 従業員（役員）の現行給与の一部を減額し（3,000円～55,000円）、401kの掛金として拠出するか加入せず給与として受け取るかを従業員が選択できます。



3. 加入のメリット・デメリットは？

<役員・従業員>

- 非課税で積立し、非課税で運用し、年金・一時金として税務上有利に受け取れる貯蓄です。
- 原則、60歳まで引き出すことができません。その代わりに確実に老後の資産を形成できます。

- ☞ 毎月の掛金（拠出額）に対して… 社会保険料・所得税がかかりません
給与には、社保15%・所得税5%・住民税10%がかかります
- ☞ 運用益に対して…非課税で運用できます
通常の株式や投資信託の場合、20%の税金がかかります
- ☞ 受け取り時に対して…退職所得控除が適用となるため非課税の可能性が高いです
一時金として受け取れば退職金扱いとなります

<会社>

- 会社も社保15%を負担しているため、従業員の社保節減額の同額を節減できます。

- ☞ 従業員の老後の安定を確保しながら、会社負担の社会保険料の負担も軽減できます。
- ☞ 会社は役員・従業員の掛金を負担することはありませんが、制度運営費用はかかります。
- ☞ 加入者数にもよりますが、会社の社保節減効果で制度運営費用はカバー可能です。

4. 役員・従業員の節減額はどのくらい？

<月給30万円の従業員が毎月2万円を掛金として401kに拠出します>

| | 現状 | 確定拠出年金 導入 | 差額 |
|------------------|----------|--------------|---------|
| 月額給与 | 300,000円 | 300,000円 | |
| 拠出額 | 0円 | 20,000円 | |
| 支払総額 | 300,000円 | 280,000円 | |
| 健康保険料 ※介護保険料含 | 17,445円 | 16,282円 | ▲1,163円 |
| 厚生年金保険料 | 27,450円 | 25,620円 | ▲1,830円 |
| 雇用保険料 | 900円 | 840円 | ▲60円 |
| 所得税+住民税 | 18,850円 | 17,110円 | ▲1,740円 |
| 控除合計 | 64,645円 | 59,852円 | ▲4,793円 |
| 手取額 | 235,355円 | 220,148円 | |

- 掛金には社保・所得税・住民税がかかからないため、毎月4,793円（年間57,516円）が節減できます。
- 同時に元本も年間24万円貯蓄できるため、元本・節減額合計で297,516円貯蓄可能です。
- 定期預金（元本確保型401k商品）で安全に運用しても、年間利回り23.9%確保できます。

5. 掛金の安全性はどうか？

- 選択制401kの運営管理機関はSBIベネフィットシステムズです。
- 毎月拠出する掛金は、初回分から、役員・従業員名義の<みずほ信託銀行の信託口座>で保管されます。
- 信託口座のため、倒産隔離されており60歳の引き出し時まで安全に保管されます。

